

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(趣旨・全体構成)

令和8年度から令和13年度までの6年間に新たに「改革実行期間」と位置付け、「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること」を目指して、本県の考え方を示すもの

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称(地域展開・地域連携)
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本の方針
 - (2) 改革期間及び取組方針(休日・平日)

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要(認定要件・認定手続き等)
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動について

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 地域展開の円滑な推進に当たっての対応
 - (1) 県及び市町村等における体制整備
 - (2) 国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ種別の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手段的確保
 - (5) 生活の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

参考・関連リンク等

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容①)

改革の理念

地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備

改革実行期間ロードマップ

令和14年度には、休日の全ての地域クラブが確実に実施している状況をつくるため、12年度までに、原則として休日の全ての学校部活動の地域展開を目的に取り組みを進める。

フェーズ

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

令和13年度

市町村等の
取組目標

1つ以上の
地域クラブ活動
実施

休日の学校部
活動数
20%以上を
地域クラブ活動

休日の学校部
活動数
50%以上を
地域クラブ活動

休日の学校部
活動数
70%以上を
地域クラブ活動

休日の全ての
学校部活動を
地域クラブ活動

休日の
地域クラブ活動の
持続的な実施
及び平日へ拡大

県の取組・市町村への伴走支援等

【体制整備】

- ・ 山梨県地域クラブ活動推進連絡会
- ・ 市町村担当者会
- ・ コーディネーター研修会
- ・ 広域的な連携推進
- ・ 多様なスポーツ・文化活動推進
- ・ 小学校との連携推進
(教員の兼職兼業)
- ・ 県立高校との連携推進
(施設・人材の活用)

【指導者養成・確保】

- ・ 「新スポカルやまなし」指導者に加え、コーディネーター、見守り支援者など多様な人材を募集
- ・ オンデマンド研修機能を追加
- ・ 大学と連携した指導者育成

【普及啓発】

- ・ 市町村への最新情報の提供
国の動向、県内外の先進事例等
- ・ やまなし版新ガイドラインを通じた改革の理解促進
- ・ 「新スポカルやまなし」研修機能等の新機能の周知活用促進
- ・ 兼職兼業について理解促進

【財源確保】

- ・ 企業との連携推進
応援企業の募集・連携
- ・ 財源確保の研究・検討
財源確保・経済的支援に係る研究・検討
- ・ 経済的困窮世帯支援の研究・検討



やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容②)

受益者負担のイメージ

- 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。
- 地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、多様な設定があり得る。
- 持続可能な活動機会を確保する観点から、受益者負担と公的負担のバランス等の費用負担の在り方等について、保護者を含めた関係者との検討・情報共有・共通理解が重要である。

認定地域クラブについて(認定要件)

- 学校部活動の教育的意義を受け継ぎ、生徒が地域で主体的に参加できる多様な活動機会を保障していること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること(日本版DBSの活用、「認定地域クラブ活動指導者」の指導等)等

指導者の確保・育成

- 中学生等が参加する活動であることを踏まえ、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が重要。
- 『新スポカルやまなし』等を活用し、地域の多様な人材の発掘・マッチングを進める。
- 指導を希望する教師等の兼職兼業を促進する。



生徒の安全安心の確保

- 学校部活動と同様に、事故、暴力・暴言、ハラスメント、いじめ等の不適切行為を防止し、生徒が安全・安心に活動できる環境を整えることが不可欠。
- 事案が発生した場合は、保護者や生徒が在籍する中学校等と連携し、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応。
- 個々の指導者任せにせず、運営団体・実施主体が組織的に対応する。
- 事実確認にあたっては、被害者・加害者・関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じた適切な対応を行う。
- いじめ事案については、地方公共団体および学校もいじめ防止対策推進法に基づき適切に対応する。

やまなし部活動改革及びやまなし地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(主な内容③)

障害のある生徒の活動機会の確保

- 障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- 市町村等においては、共生の視点を大切にした地域クラブ活動の機運醸成や、「誰もが参加できる・誰もが楽しむ」観点での地域クラブ活動の内容の充実を図る。

学校部活動の在り方

地域展開が進むまでの間における休日の部活動や、地域の実情等に応じて対応が異なる平日の部活動等の在り方を示すほか、国立・私立の中学校等及び高等学校も含めた部活動の在り方を示す。高等学校については、各学校において中学校教育等の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意するとともに、ガイドラインの遵守に向けた指導・運営に係る体制の在り方について検討する。

学校部活動に関する方針の策定

- 校長は、本ガイドライン等に則り適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針を策定・公表

適切な活動時間・休養日等の設定

【休養日】

- 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)は少なくとも1日以上。
- シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度。
- 学校の休業日(学期中の週休日を含む)は1日3時間程度。週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内。



大会・コンクールの在り方

大会等の参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な性質を有する活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。
※いわゆる県またぎ・市町村等またぎの場合も大会参加等が可能となるよう留意。